

施策マネジメントシート

作成日 平成 28 年 8 月 25 日

施策	01 地域の特色を活かした土地利用をすすめるまちづくり						
施策 主管課	まちづくり整備課	氏名	神宮寺 隆	施策 関係課	農林振興課、経営企画課、管理総務課		

1. 現状把握 Plan→Do

(1) 施策の目的と指標

① 対象 (誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等 ◇市内の土地	③ 対象指標名称 (対象の大きさを表す指標) 数字は記入しない (単位)
	a 笛吹市の面積 kn ²
	b
	c
② 意図 (対象をどういう状態に変えるのか) ◇土地利用を適正に誘導する。	④ 成果指標名称 (意図の達成度の指標) 数字は記入しない (単位)
	d 農地面積 kn ²
	e 用途区域内の都市的土地利用面積 kn ²
	f 地籍調査認証率 %
	g %
	h
⑤ 成果指標設定の考え方 ◇農業振興計画で指定されている農用地の面積に変動がなければ、土地利用が正しく誘導されていると判断する。 ◇都市計画で定めた用途区域内の農地が宅地になれば、土地利用が計画通り誘導されていると考えられる。 ◇土地利用を適切に進めるため、市内の未認証地区の解消を行う。	⑥ 成果指標の取得方法 ◇農業振興整備計画管理状況調査 ◇都市計画基礎調査 ◇管理総務課把握の実績値

(2) 指標・事業費等の実績推移と目標値

			23年度 実績、決算	24年度 実績、決算	25年度 実績、決算	26年度 実績、決算	27年度 実績、決算	28年度 実績、見込み	29年度 最終目標	
対象 指標	a 笛吹市の面積	kn ²	見込み値 201.92	201.92	201.92	201.92	201.92	201.92	201.92	
			実績値 201.92	201.92	201.92	201.92	201.92	201.92	201.92	
	b		見込み値							
成果 指標	d 農地面積	kn ²	成り行き値	34.8	34.6	35.2	35.0	34.8	34.5	34.2
			目標値	35.1	35.5	35.3	35.2	35.1	35.1	34.7
			実績値	35.6	35.6	35.3	35.2	35.3	35.3	35.3
	e 用途区域内の都市的土地利用面積	kn ²	成り行き値	2.00	2.01	2.01	2.01	2.02	2.02	2.02
			目標値	2.02	2.03	2.03	2.04	2.05	2.06	2.07
			実績値	1.99	1.99	1.99	1.99	1.99	1.99	1.99
	f 地籍調査認証率	%	成り行き値	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0	93.0
			目標値	93.1	93.1	93.0	93.6	95.2	95.9	98.4
			実績値	92.8	92.8	92.8	92.8	92.8	92.8	92.8
	g	%	成り行き値							
			目標値							
			実績値							
h		成り行き値								
		目標値								
		実績値								
施策コスト	事務事業数		本		11	12	13			
	施策に係る 事務事業の コストの合計 (評価外を含 み、繰越分を除 く)	事業費 (A)		千円	23,192	71,658	120,654	123,596	813,603	
		うち一般財源 (A')		千円	19,801	40,327	28,235	20,983	30,299	
		人件費 (B)		千円	31,665	31,641	31,436	32,411	38,062	
		トータルコスト (A+B) (C)		千円	54,857	103,299	152,090	156,007	851,665	
うち一財 (A'+B) (C')		千円	51,466	71,968	59,671	53,394	68,361			

(3) 施策の目標設定の根拠 (水準の理由と前提条件)

●後期基本計画策定に伴い成り行き値、目標値の再設定を行った。

◇農地面積: 成り行き値、目標値ともにH23年度実績値より設定。

◇用途地域内の宅地面積: 成り行き値は、過去の推移をもとに設定。目標値は用途区域内の農地0.284km²を20年で半分にすることとする。

◇地籍調査認証率: 成り行き値は過去5年間の実測値を勘案して設定。目標値はH25年度以降、市内の未認証地区の解消を優先的に進めることを想定して設定。

(4) 施策の役割分担 (住民と行政との役割分担)

ア) 住民の役割 (住民・地域・団体・事業所が、自助・共助でやるべきこと)

◇土地所有者は、用途地域の指定に合った土地利用をする。

◇市民は景観保護に努める。

◇農家は、農用地を耕作する。

イ) 行政の役割 (市・県・国がやるべきこと)

◇笛吹市として国土利用計画、都市計画マスタープラン、農業振興計画等、土地利用に関する計画を策定する。

◇農業振興整備計画に基づいて農地転用を規制する。違法転用がある場合は指導する。

◇用途区域内の都市施設の整備を進める。

◇耕作放棄地の減少に努める。

(5)環境変化 (対象者や根拠法令等は5年前と比べてどう変わったのか?)

◇笛吹市として、総合計画、国土利用計画、都市計画マスタープラン、農業振興計画等、土地利用に関する計画が策定された。景観計画を策定した。
◇耕作放棄地の減少が見られない。
◇農用地区域面積は横ばいである。
◇H27年度には、芦川地域における笛吹市過疎地域促進自立計画を見直し新たな計画を策定した。

(6)関係者の意見・要望 (住民、議会、対象者、利害関係者等)

◇市民から、土地利用が混在している(住宅と農地が混在している)との意見。
◇消毒、雑草繁茂等のトラブルを避けるために農用地と住宅地のエリアを分けるべきとの意見がある。
◇開発業者や地権者から、宅地化を進めて市税収入を増やすべきとの意見がある。
◇八千蔵地域の土地利用について、その方向性を示すように地域から強い要望がある。

2. H27年度の施策の実績 Check

(1)施策の成果実績

① 目標達成度評価 (前年度目標値と実績値との比較)	⇒左記の背景として考えられること ◇農地面積は、目標値35.1km ² に対し、実績値35.3km ² と目標値を上回る結果であった。(農振計画の見直しにより、事業等未実施地を農振農用地に変更したため) ◇用途区域内の都市的土地利用面積は、目標値2.04km ² に対し、実績値は1.99km ² と低い数値であった。(概ね5年ごとの都市計画基礎調査のため、H24年度の調査実績の1.99km ² により判断。) ◇地籍調査認証率は、目標値93.6%に対し、実績値は92.8%であった。(調査の実施段階であり、認証請求できていないため)
② 時系列比較 (過去3か年の比較)	⇒左記の背景として考えられること ◇農地面積は、H25年度35.3km ² 、H26年度35.2km ² 、H27年度35.3km ² と横ばい状態である。(農振計画の見直し結果による) ◇用途区域内の都市的土地利用面積は、H25年度1.99km ² 、H26年度1.99km ² 、H27年度1.99km ² と横ばい状態である。(H16の1.98km ² からH19の1.99km ² に微増後横ばい状態。) ◇地籍調査認証率は、ここ5年92.8%と横ばい状態である。(調査の実施段階であり、認証請求できていないため認証率は横ばい。)
③ 他自治体との成果実績値の比較	⇒左記の背景として考えられること ◇農業振興地域内農用地面積(農用施設用地を含む)の増減(直近2か年)を比較すると、笛吹市:H26年35.18km ² 、H27年35.33km ² (100.42%)、山梨市:H26年22.36km ² 、H27年22.37km ² (100.04%)、甲州市:H26年21.03km ² 、H27年21.06km ² (100.14%)となっている。(農振計画の見直し結果による) ◇用途区域内の都市的土地利用率(都市的土地利用/用途区域面積)は、笛吹市が85%、山梨市が74%、甲州市が76%となっている。(石和温泉駅周辺地域を積極的に都市化を行っているため) ◇地籍調査進捗率(山林を含む全域)は、笛吹市61%、甲州市58%、山梨市43%となっている。(合併前の旧町村の進捗率が高かったためと考えられる。)

(2)施策のコスト実績 (対象1単位当たり又は住民一人当たりのコスト)

対象指標名称⇒	笛吹市の面積	(単位)	25年度	26年度	27年度	効率性評価
*対象指標実績値 (D)	(1枚目の a)	km ²	201.92	201.92	201.92	◇平成27年度は、地籍管理及び調査事業費、都市計画道路見直し事業費の増、更に境川ごみ処理施設関連整備費の6億円以上の増額により、事業費は増加している。 ◇人件費率H26年度20.78%に対して、H27年度4.47%から効率は向上している。
*対象1単位当たり事業費	(1枚目 A / D)	円	597,534	612,104	4,029,333	
*対象1単位当たり人件費	(1枚目 B / D)	円	155,687	160,514	188,500	
*対象1単位当たりトータルコスト	(1枚目 C / D)	円	753,221	772,618	4,217,834	

(3)施策の現状と課題の総括

◇耕作放棄地の面積を減らすために農地を山林に用途変更する動きがあり、今後、農用地の面積が減少する可能性がある。
◇国土利用計画、都市計画マスタープランが策定され、計画的な土地利用への誘導がなされている。今後も、開発と保全のバランスを重視した土地利用への誘導が必要。
⇒計画的な土地利用の誘導のためには、施策の目的直結度が高い「宅地開発事前協議事業」の的確な運用が効果的である。
⇒H24年度に景観条例を制定した。この条例に伴い景観法に伴う行為の届出を行い景観形成の誘導を行なう。
◇「地籍調査事業」は、芦川地区の調査が終了し、認証請求手続きを進めながら、合わせて市部地区の認証請求も行っていく。未認証地区の解消を随時進めていく予定であるため、山林の地籍調査時期は未定である。

3.後期基本計画の取り組み方針(29年度) Action

(1)現状と課題から導き出した次年度の取り組み方針

◇農地と宅地等との混在化を出来るだけ避け、土地利用が正しく誘導されるように努める。
◇都市計画マスタープランの見直しとともに立地適正化計画の作成をはじめ、将来の笛吹市の土地利用の道しるべとする。
◇「地籍調査事業」については、平成27年度に引き続き芦川町鶯宿第2地区及び市部地区の認証請求手続きを進める。

(2)施策の対象を、目標に導くための次年度の手段

◇農用地の虫食いの開発がされないよう農業振興計画において管理を行う。
◇開発者に対して、景観計画、都市計画マスタープラン等に即した指導を行っていく。
◇地籍調査事業を計画的に進める。